発電電力の容量価値売買契約書　（案）

※契約書の作成は、発注者及び受注者との協議により定める。

１　件　　名　　苫小牧市沼ノ端クリーンセンター発電電力の容量価値売却
（2029 年度分(令和 11 年度分)）

２　供 給 場 所　　苫小牧市字沼ノ端２番地の 25　苫小牧市沼ノ端クリーンセンター

３　契 約 期 間　　契約締結日から令和 12 年３月 31 日まで
供 給 期 間　　令和 11 年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

４　契 約 金 額　　＊＊＊円
（うち契約に係る消費税及び地方消費税の額　＊＊＊円）

５　契 約 容 量　　別記内訳書記載のとおり

６　容 量 単 価　　別記内訳書記載のとおり

７　契約保証金　　＊＊

上記の発電電力の容量価値売却について、発注者と受注者とは、次の条項により売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各一通を保有する。

令和＊年＊月＊日

発注者　苫小牧市

市　　長　　金　澤　　俊　　印

受注者

印

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、別途の仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　発注者は、仕様書等に基づき、沼ノ端クリーンセンターにおける発電電力の容量価値（以下「発電電力」という。）を契約書記載の供給期間中、受注者に全量売却するものとし、受注者は、その対価を発注者に支払うものとする。

３　この契約書に定める請求、通知、報告、申出、協議、承諾、催告及び解除は、緊急やむを得ない事情がある場合を除き、書面により行わなければならない。

４　この契約は、電子契約サービスを利用し、電子署名を施した場合において、実際に電子署名を付与した日時にかかわらず、頭書の締結日から効力を生じる。

５　前項の規定は、この契約の内容を変更する契約にも適用する。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（発電電力の容量価値供給に係る協力）

第３条　受注者は、発注者から購入した発電電力の容量価値について、その他の電源等と組み合わせることにより容量市場に参加し、発注者は、受注者が容量市場への参加のために必要とする供給力の安定供給に協力するものとする。

２　発注者は、受注者から第１項に定める容量価値の購入及び容量市場への参加に必要となる情報又は書類の提出依頼があった場合は、これに応じるものとする。

３　発注者は発電電力の安定に努力するものとする。

（売却電力の増減）

第４条　供給期間中に発注者の施設において発電した電力は、発注者が契約書で示した予定契約容量を上回り、又は下回ることができる。

（発電電力の容量価値売却又は買入の中止又は制限）

第５条　発注者は次の各号のいずれかに該当する場合、発電電力の容量価値売却を中止又は制限できるものとする。

（１）　発注者の施設の事故又は運営上の都合による場合。

（２）　その他保安上の必要がある場合。

（通告運用）

第６条　電力広域的運営推進機関（ＯＣＣＴＯ）からの発動指令時には、受注者は遅延なく発注者に伝達するものとする。

（運用申合書の提出）

第７条　発電電力の容量価値売却に関する運用については、発注者、受注者で協議し、運用申合書を受注者が作成し、発注者に提供する。

（契約内容の変更等）

第８条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は発電電力の容量価値の供給を一時停止することができる。

（報酬金額の計算）

第９条　受注者から発注者への報酬金額の算出方法は、仕様書のとおりとする。なお、仕様書により、算出した最終報酬金額に消費税及び地方消費税相当額を乗じた金額を発注者へ

支払うものとする。

（支払方法等）

第１０条　発注者は、前条の規定により算定された供給期間分の報酬金を 2029 年４月末日まで（その日が金融機関の休業日の場合はその前営業日（以下「支払期限」という。））にこれを支払うものとする。ただし、詳細の支払い等に関する事項は発注者、受注者で協議し定める。

２　受注者の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに当該報酬金を支払わない場合は、遅延日数に応じ、前項の報酬金の額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律２５６号）第８条第１項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和２４年１２月大蔵省告示第９９１号）に定める割合で計算した額を遅延損害金として支払わなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、前項の規定により計算した遅延損害金の額が１００円未満であるときは、受注者は、遅延損害金を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（臨機の措置）

第１１条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ発注者の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

２　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。この場合において、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

４　受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者の負担とする。この場合における発注者の負担額は、発注者、受注者協議して定めるものとする。

（一般的損害等）

第１２条　この契約の履行に関して売却期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（保険等により補填された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がその費用を負担する。

（発注者の解除権）

第１３条　発注者は、受注者がこの契約に基づく義務を履行しない場合において、発注者が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除することができる。

（１）　受注者が契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき、その責めに帰すべき理由により供給期間経過後相当の期間内に買入れする見込みがないと発注者が認めるとき。

（２）　この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

（３）　正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき

又はその職務の執行を妨害したとき。

（４） 第１７条の規定によらないで、受注者から契約の解除の申出があったとき。

（５） 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められたとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められたとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１４条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じた額（消費税及び地方消費税が含まれた額）の総額の１００分の１０に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１） 前条の規定によりこの契約が解除された場合。

（２） 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。

２ 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１） 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人。

（２） 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人。

（３） 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等。

３ 第１項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

（受注者の解除権）

第１５条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の

催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第５条の規定により、発注者が契約の履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。

(2)　第５条の規定により、発注者がこの契約の内容を変更しようとする場合において、契約単価が、当初の２分の１以下に減少することとなったとき。

(3)　発注者がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

（契約解除に伴う措置）

第１６条　この契約が解除された場合において、既に履行された部分があるときは、受注者は、検査の上、当該検査に合格した部分に相当する報酬額を支払うものとする。

２　受注者は、契約が解除された場合において、履行場所等に受注者が所有する物件があるときは、速やかに当該物件を撤去するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、受注者に代わって当該物件を処分し、又は履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、受注者は、発注者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

４　第１５条及び第１９条の規定により、この契約が解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者は、受注者に対して損害賠償の責めを負う。

（受注者の談合等の不正行為に係る発注者の解除権）

第１７条　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

（１）受注者又は受注者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第２条第２項の事業者団体（以下「受注者等」という。）に違反行為があったとして、受注者等に対する独占禁止法第７条又は第８条の２の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）が確定したとき。

（２）受注者等に違反行為があったとして、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（３）前２項に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第６３条第２項に規定により取り消されたときを含む。次号において同じ。）により、受注者等に違反行為があったとされたとき。

（４）確定した排除措置命令又は納付命令により違反行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が受注者に示された場合（当該契約が示された場合を除く。）において、当該期間に当該契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

（５）受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）につい

て、独占禁止法第８９条第１項、第９０条若しくは第９５条（独占禁止法第８９条第１項又は第９０条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条に規定する刑が確定したとき。

２　前条の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（受注者の談合その他の不正行為による賠償金）

第１８条　受注者が前条第１項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約単価に予定契約容量を乗じた額（消費税及び地方消費税が含まれた額）の１００分の１０に相当する額を賠償金として発注者に支払わなければならない。ただし、同項各号に規定する違反行為が独占禁止法に規定する不当廉売に該当する場合その他発注者に損害が生じないと認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

３　受注者は、第１項の賠償金を発注者が指定する期限までに支払わないときは、その支払わない額に当該期限の翌日から支払までの日数に応じ、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条で定める割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

４　第１項の規定は、受注者の談合等の不正行為により生じた実際の損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、その超える分について発注者が受注者に賠償を請求することを妨げるものでない。

（協議解除）

第１９条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

（契約保証金の返還）

第２０条　発注者は、受注者が契約期間中のすべての売買契約を完了したとき又は契約の解除（第１３条、第１４条の２第２項又は第１７条の規定による解除を除く。）があったときは、契約保証金を返還しなければならない。

（相殺）

第２１条　発注者は、この契約に基づいて発注者が負う債務を、この契約又は他の契約に基づいて受注者が負う債務と相殺することができる。

（秘密の保持等）

第２２条　受注者は、契約上知り得た秘密を他に漏らしたり、他の目的に使用してはならない。

（資料の提供）

第２３条　受注者は、発注者が発電電力の容量価値売却及び報酬額に関する資料を必要とするときは、その請求に応じて、これらの資料を提供するものとする。

（関係法令の遵守）

第２４条　受注者は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第２５条　この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約書に定めのない事項等）

第２６条　この契約書若しくは仕様書等に定めのない事項又はこの契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義のある事項については、発注者、受注者協議の上、定めるものとする。

暴力団排除に関する特約条項

発注者及び受注者は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

（契約の解除について）

第１条　発注者は、受注者が苫小牧市契約における暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）別表各項に掲げる措置要件に該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

２　契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用する。

３　第１項の規定により契約が解除された場合において、受注者に損害が生じても、発注者は一切賠償の責を負わない。

（下請負の禁止）

第２条　発注者は、受注者が入札参加除外者をこの契約の下請負人（要綱に定義される下請負人をいう。以下同じ）としていた場合は、当該下請負人との契約の解除を求めることができる。

２　受注者は、この契約の履行にあたり要綱第４条に掲げる入札参加除外者又は警察署からの排除要請があった者をこの契約の下請負人としてはならない。また、受注者はこの契約の下請負人が、契約履行期間中に入札参加除外措置を受けたとき又は警察署からの排除要請があった場合は、速やかに当該契約を解除しなければならない。

３　前２項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

４　発注者は、第１項の契約解除を求めたにもかかわらず、受注者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、発注者は受注者に指名停止措置を行うことができる。

（不当介入への対応）

第３条　受注者は、この契約の履行にあたり、不当介入（要綱に定義される不当介入をいう。以下同じ）を受けたときは、速やかに発注者への報告及び警察署へ届出を行わなければならい。

２　受注者は、下請負人が不当介入を受けたときは、当該下請負人に対し、速やかに受注者への報告及び警察署へ届出を行うよう指導しなければならない。

３　受注者は、下請負人から報告を受けたときは、速やかに発注者への報告を行わなければならない。

４　発注者は、受注者が正当な理由なく前３項の報告又は届出を怠った場合には、発注者は受注者に指名停止措置を行うことができる。

【別記】契約容量及び容量単価等

1　下記内訳書の単価には、消費税及び地方消費税額を含まない。

内　訳　書

契約容量【kW】	容量単価【kW/円】	金額【円】
＊＊＊	＊＊＊	＊＊＊

2　契約金額は、次の各号に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、仕様書に別に定めがある場合は仕様書による。

（1）単価に消費税及び地方消費税を含まない場合

上記内訳書の単価に容量を乗じて得た金額を算出し、１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

（2）単価に消費税及び地方消費税を含む場合

上記内訳書の単価に容量を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）